

第27 契約の成立

1 申込みと承諾（新設）

民法第522条

- (1) 契約は、契約の内容を示してその締結を申し入れる意思表示(以下「申込み」という。)に対して相手方が承諾をしたときに成立する。
- (2) 契約の成立には、法令に特別の定めがある場合を除き、書面の作成その他の方式を具備することを要しない。

本条第2項において、まず申込を、「契約の内容を示してその締結を申し入れる意思表示」と定義している。締結の申入をしている点で、申込を呼びかける誘引と区別される。

2 承諾の期間の定めのある申込み（変更）

民法第523条

- (1) 承諾の期間を定めてした契約の申込みは、撤回することができない。ただし、申込者が撤回をする権利を留保したときは、この限りでない。
- (2) 申込者が前項の申込みに対して同項の期間内に承諾の通知を受けなかったときは、その申込みは、その効力を失う。

改正前民法第522条を削除する。

(改正前民法521条)

- 1 承諾の期間を定めてした契約の申込みは、撤回することができない。
- 2 申込者が前項の申込みに対して同項の期間内に承諾の通知を受けなかったときは、その申込みは、その効力を失う。

(改正前民法522条)

- 1 前条第一項の申込みに対する承諾の通知が同項の期間の経過後に到達した場合であっても、通常の場合にはその期間内に到達すべき時に発送したものであることを知ることができるときは、申込者は、遅滞なく、相手方に対してその延着の通知を発しなければならない。ただし、その到達前に遅延の通知を発したときは、この限りでない。
- 2 申込者が前項本文の延着の通知を怠ったときは、承諾の通知は、前条第一項の期間内に到達したものとみなす。

承諾の期間を定めてした契約の申込みにつき、撤回を留保することができるものとした。承諾期間中に撤回することができないのは、その期間中撤回を許さないことによつて、申込を受けた者において、安心して承諾の可否を決するための調査や準備を行うことができるようにするためである。そこで、予め撤回が留保された上で申込を受けるならば、申込を受けた者においてもその前提で承諾の可否を判断することになり、申込を受けた者において不測の損害はないことから、申込者に別段の意思を表示することを許すこととしたものである。

3 承諾の期間の定めのない申込み（変更）

民法第525条

- (1) 承諾の期間を定めなかつた申込みは、申込者が承諾の通知を受けるのに相当な期間を経過するまでは、撤回することができない。ただし、申込者が撤回をする権利を留保したときは、この限りでない。

(改正前民法524条)

承諾の期間を定めなかつた隣地者に対してした申込みは、申込者が承諾の通知を受けるのに相当な期間を経過するまでは、撤回することができない。

承諾の期間を定めなかつた申込みは、申込者が承諾の通知を受けるのに相当な期間を経過するまでは、撤回することができないものの、申込者が反対の意思を表示していたときは、この限りではない。申込者が別の条件を付して申込をなしても、申込

の相手方はそれを前提に承諾の可否を判断すれば足りるものであるが、申込が法律行為ではないため、改正前民法91条の適用を受けられないことから、本条にて明記する必要がある。

4 対話者間における申込み（新設）

民法第525条

(2) 対話者に対してした前項の申込みは、同項の規定にかかわらず、その対話が継続している間は、いつでも撤回することができる。

(3) 対話者に対してした第1項の申込みに対して対話が継続している間に申込者が承諾の通知を受けなかったときは、その申込みは、その効力を失う。ただし、申込者が対話の終了後もその申込みが効力を失わない旨を表示したときは、この限りでない。

(商法525条)

商人である対話者の間において契約の申込みを受けた者が直ちに承諾をしなかったときは、その申込みは、その効力を失う。

本条第2項は、承諾の期間を定めないで対話者に対してした申込みは、その対話が継続している間は、いつでも撤回することができることとした。

本条第3項は、申込みに対して対話が継続している間に承諾の通知を受けなかったときは、その申込みは、その効力を失うこととしつつ、申込者が反対の意思表示をしたときはこの限りでないとした。

対話は、そもそも継続する時間が限られており、対話継続中に申込を受けた相手方が承諾の可否について判断するための準備を進めることは稀であり、撤回によって損失を被る心配がないことから、対話継続中には申込の撤回を自由に認め、かつ対話終了後には申込の効力が失われるとみるのが自然であることを理由とする。

5 申込者の死亡等（変更）

民法第526条

申込者が申込みの通知を発した後に死亡し、意思能力を有しない常況にある者となり、又は行為能力の制限を受けた場合において、申込者がその事実が生じたとすればその申込みは効力を有しない旨の意思表示をしたとき、又はその相手方が承諾の通知を発するまでにその事実が生じたことを知ったときは、その申込みは、その効力を有しない。

(改正前民法525条)

第97条第2項の規定は、申込者が反対の意思表示をした場合又はその相手方が申込者の死亡若しくは行為能力の喪失の事実を知っていた場合には、適用しない。

本条では、申込者において、申込の通知を発した後に、意思能力を喪失した場合についても、要件として加えている。

もとより申込者が自身の死亡ないし能力喪失があった場合には申込は効力を有しない旨意思表示していたときには、申込者は改正前民法97条2項を排斥する意思を明確に示しているのであるから、仮に相手方が承諾の通知を発した後にその事実が生じたことを知った場合であっても、申込の効力がないものとなる。

さらに、申込者の死亡ないし能力喪失がいつまでに発していることを要するかについて、承諾の通知を発するまでに生じていることをもって足り、申込の通知の到達までに生じていることを要しないという見解を採用するものである。申込の通知の到達までに生じていることを要としたのでは、ほとんど適用場面がないことや、申込の到達の先後で効果が異なることに合理的理由がないという理由に基づく。

6 契約の成立時期（変更）

改正前民法第 526 条第 1 項を削除する。

改正前民法第 527 条を削除する。

(改正前民法 526 条)

- 1 隔地者間の契約は、承諾の通知を発した時に成立する。
- 2 申込者の意思表示又は取引上の慣習により承諾の通知を必要としない場合には、契約は、承諾の意思表示と認めるべき事実があった時に成立する。

(改正前民法 527 条)

- 1 申込みの撤回の通知が承諾の通知を発した後に到達した場合であっても、通常の場合にはその前に到達すべき時に発送したものであることを知ることができるときは、承諾者は、遅滞なく、申込者に対してその延着の通知を発しなければならない。
- 2 承諾者が前項の延着の通知を怠ったときは、契約は、成立しなかったものとみなす。

改正前民法 526 条 1 項は、同 97 条 1 項の例外として、承諾につき発信主義を採用していた。早期に契約を成立させることで取引の迅速化を図ろうとしたものである。

しかし、今日の発達した通信手段において、発信主義を採用しなければならない理由は乏しい。国際的取引や、電子商取引においては、契約の成立時期を、承諾の到達としており、承諾において発信主義から到達主義への転換が傾向として認められる。

そこで、承諾につき発信主義の例外を廃止し、到達主義を採用することとなった。

また、改正前 527 条につき、承諾につき発信主義をとる場合の規定であり、承諾につき到達主義を採用するとすると、その規定の存在意義はなくなるので、これを廃止することとした。

7 懸賞広告 (変更)

民法第 529 条

ある行為をした者に一定の報酬を与える旨を広告した者(以下「懸賞広告者」という。)は、その行為をした者がその広告を知っていたか否かにかかわらず、その行為をした者に対してその報酬を与える義務を負う。

民法第 529 条の 2

(1)懸賞広告者は、その指定した行為をする期間を定めた場合には、その広告を撤回することができない。ただし、その広告において撤回をすることができるものとしたときは、この限りでない。

(2)前項の広告は、その期間内に指定した行為を完了する者がいないときは、その効力を失う。

民法第 529 条の 3

懸賞広告者は、その指定した行為を完了する者がいない間は、その指定した行為をする期間を定めずにその広告を撤回することができる。ただし、その広告中に撤回をしない旨を表示したときは、この限りでない。

民法 530 条

(1)前の広告と同一の方法による広告の撤回は、これを知らない者に対しても、その効力を有する。

(2)広告の撤回は、前の広告と異なる方法によっても、することができる。ただし、その撤回は、これを知った者に対してのみ、その効力を有する。

(改正前民法 529 条)

ある行為をした者に一定の報酬を与える旨を広告した者(以下この款において「懸賞広告者」という。)は、その行為をした者に対してその報酬を与える義務を負う。

(改正前民法 530 条)

- 1 前条の場合において、懸賞広告者は、その指定した行為を完了する者がいない間は、前の広告と

同一の方法によってその広告を撤回することができる。ただし、その広告中に撤回をしない旨を表示したときは、この限りでない。

- 2 前項本文に規定する方法によって撤回をすることができない場合には、他の方法によって撤回をすることができる。この場合において、その撤回は、これを知った者に対してのみ、その効力を有する。
- 3 懸賞広告者がその指定した行為をする期間を定めたときは、その撤回をする権利を放棄したものと推定する。

(1) 懸賞広告の要件

懸賞広告において、指定行為をした者が報酬請求権を取得するために、懸賞広告を知っていることを要しないものとした。懸賞広告の知る知らないに関わらず、指定行為がなされたときには、懸賞広告をした者の目的が達成されるからである。

(2) 懸賞広告の有効期間（承諾適格）

指定行為に期限を設けた場合には、その期間内に指定した行為を完了する者がいないときは、その効力を失うものとした。承諾期間の定めのある申込の承諾適格と同様に取り扱うのが相当であるからである。

(3) 懸賞広告の撤回

指定行為に期限を設けた場合には、その懸賞広告を撤回することができないものとした。懸賞広告においては、指定行為に着手しただけでは相手方に報酬請求権への正当な期待が生じているとはいえないが、期限内に指定行為が完成すれば報酬を得られるものと考えていることから、かかる期待を保護する必要があるからである。

指定行為に期限を設けていない場合には、その指定した行為を完了する者がいない間は、その懸賞広告を撤回することができることとした。懸賞広告においては、指定行為が完成して初めて報酬請求権を取得するのであり、着手しただけでは報酬を得ることに対する正当な期待があるとは言えない。そこで、指定行為が完成する前に撤回を認めても、指定行為を行おうとする者、あるいはそれに着手した者の合理的期待を裏切ることにはならないと考えられるからである。

さらに懸賞広告の撤回の方法についても、前の広告と異なる方法によってもすることができるものの、この場合には、これを知った者に対してのみ、その効力を有するものとした。不特定多数を相手とする懸賞広告の特質上、前の広告と異なる方法による撤回を認める必要があるが、前の広告と異なる方法によったときには、広告に接する相手方に差異が生じ、撤回を知らないで指定行為を完成させてしまう者が生じうるため、かような者に対しては撤回の効力を生じないものとしたものである。